## 国土利用計画とは

国土利用計画は、国土利用計画法第2条に示された国土利用の基本理念に即して、公共の福祉を優先させ、健康で文化的な生活環境の確保と本市の均衡ある持続的発展を目的として同法第8条の規定により、筑紫野市の区域における国土(以下「市土」という。)の利用に関し必要な事項を定めた計画(以下「筑紫野市計画」という。)であり、市土の利用に関する行政上の指針となるものです。

筑紫野市計画は、同法第8条の規定により、福岡県国土利用計画(以下「福岡県計画」という。)を基本とし、第六次筑紫野市総合計画の基本構想に即して策定し、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画、森林整備計画などの土地利用に関する部門別計画の策定や見直しを図る上での根拠としての役割を担うものとして、本計画の将来像である『自然と街との共生都市 ひかり輝くふるさと ちくしの』の実現を目指すものです。

なお、筑紫野市計画は、福岡県計画の改定、本市の基本構想の改定や社会情勢の大きな変動など により、必要に応じて見直しを行うものとします。